

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成28年11月16日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年11月18日

仙台法務局長 余田 武裕
記

氏名 目黒 正夫
所属する土地家屋調査士会 宮城県土地家屋調査士会
登録番号 宮城第726号
事務所の所在地 仙台市太白区八本松二丁目8-12
違反行為 業務外行為（行政書士法違反）